

---

---

## 第5章 施策・事業の展開

---

---

# 第1節 地球温暖化対策の推進

## 目 標

高効率エネルギー設備導入や断熱対策などによる徹底した省エネルギー化  
地域資源を最大限活用した再生可能エネルギー設備導入  
省エネルギー活動の啓発強化

## 現状と課題

温室効果ガス排出量は着実に減少しつつありますが、最新技術の実装やエネルギー効率の改善による設備の導入を促し、脱炭素化に向けて加速する必要があります。また、自然災害に対して県民の関心が高まっており、気候変動による影響に適応する取組が求められています。

## 取組の方向性

地域の脱炭素化に向けた取組をハード、ソフトの両面で強化するとともに、非常時にもエネルギーの確保が可能な「安全・安心な社会基盤」の構築を進めます。

方向性	コベネフィット		
	NZ	CE	NP
徹底した省エネルギー対策を進めるとともに、再生可能エネルギーを電気や熱として使い、化石燃料由来のエネルギー利用から転換を図ることで、温室効果ガスの排出量削減を目指します。	○		
エネルギーの地産地消により温室効果ガスの排出削減とエネルギー供給の安定化を図ります。また、気候変動の影響に柔軟に対応し、被害から素早く回復できる社会や組織を構築するとともに、ZEB・ZEHや省エネルギー設備による快適な室内環境の実現を目指します。	○	○	
ごみを資源やエネルギーとして利活用し、温室効果ガスの排出を抑えた経済モデルを構築します。	○	○	
森林資源を適切に管理し、二酸化炭素吸収量の増加に貢献します。	○	○	○

※右列のアルファベットはそれぞれ次の略称を示します。

NZ：ネット・ゼロ、CE：サーキュラーエコノミー、NP：ネイチャーポジティブ

## 事業テーマ

### 1 脱炭素社会の実現に向けて

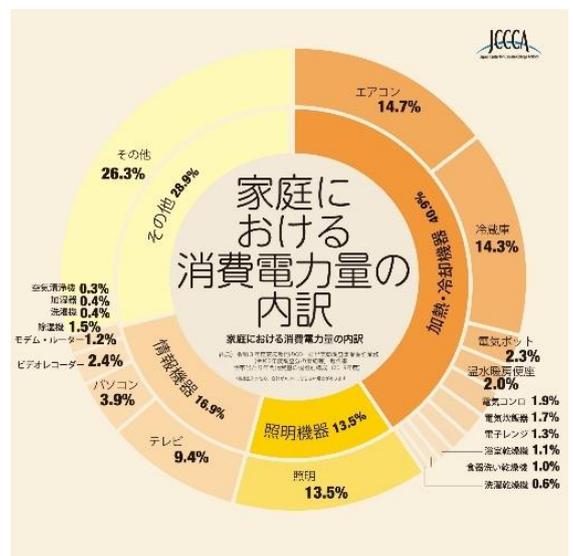
#### 現状と課題

○「群馬県地球温暖化対策実行計画2021-2030」において、2030(令和12)年度の本県全体の

温室効果ガス排出量削減目標を、基準年度(2013[平成25]年度)と比べて50%削減(削減対策44%削減+森林吸収量6%削減)としています。また、県内の業務(オフィス)部門における最大の温室効果ガス排出事業者として、県自らが率先してエネルギー使用量の徹底した削減に取り組むほか、再生可能エネルギーの積極的な導入等により、温室効果ガス排出量の削減を推進しています。

- 2022(令和4)年3月に「『ぐんまの5つのゼロ宣言』実現条例」を制定し、一定規模以上の建築物を新築・増改築しようとする者へ再生可能エネルギー設備の導入義務や、一定量以上の温室効果ガスを排出する事業者への排出量削減計画や再生可能エネルギー導入計画の提出・報告義務などを定め、温室効果ガス排出量の削減や再生可能エネルギーの導入促進などを一層推進しています。
- 2025(令和7)年3月に策定した、地域GXの推進に向けた戦略である「グリーンイノベーション群馬戦略2035」では、2035年における本県の再生可能エネルギー比率を80%以上とする高水準目標を設定するとともに、様々な分野で地域の持続可能性を高める好循環を生む新たな価値・市場を創出することを目指しています。
- 群馬県環境GS認定制度、エコアクション21認証登録、ISO14001認証取得は、企業価値の向上や品質保証に大切な取組ですが、専門的な知識を要したり、認証に必要な費用負担が課題となったり、特に中小企業で認定・認証が進みにくい状況のため、無償のコンサルティングや啓発を行い、認定・認証事業者の拡大を図る支援を充実する必要があります。
- 県内の2022(令和4)年度の温室効果ガス排出量の内訳は、産業部門が30%、業務部門及び家庭部門が17%となっており、いずれの部門も基準年度(2013[平成25]年度)から減少していますが、ネット・ゼロの実現に向けては更なる取組の加速化が必要です。ZEBやZEH、再生可能エネルギー設備導入や高効率エネルギー設備導入などによる徹底した省エネルギーと再生可能エネルギーの最大限活用を推進するとともに、ソフト面でも省エネルギー活動の浸透を図り、課題となる知識の習得や費用面の支援を行うことが求められます。
- 運輸部門の2022(令和4)年度の温室効果ガス排出量は全体の26%を占めており、産業部門に次ぐ排出量となっており、車社会である本県は、全国平均に比しても約7ポイント高い状況です。「新・群馬県総合計画」で示された「快疎化」に合わせた都市機能と住宅等の集積・誘導を行うとともに、再生可能エネルギー設備と連携した電動車の普及を図る必要があります。

○2016(平成28)年5月、政府はその事務及び事業に関しLED照明を2030(令和12)年までに100%導入することを目指しています。また、家庭で使用されている電化製品のうち、照明器具はエアコン、冷蔵庫に次いで13.5%の電力消費量(2021[令和3]年度全国地球温暖化防止活動推進センター[JCCCA資料])となっています。2024(令和6)年度のアンケート調査結果では、県民の9割以上、事業者の8割以上が「照明器具や電気機器をこまめに消す、主電源を切って待機電力を削減するなどに努める」と回答しており、電力の省エネルギー活動が進む中、LED照明等の高効率照明の導入を促進し、ネット・ゼロに貢献することが求められます。



出所)全国地球温暖化防止活動推進センター(JCCCA)HP

## テーマ目標

- 脱炭素社会、豊かで持続的に発展する社会の実現に向けた取組が加速しています。
- 環境に配慮した消費行動や企業活動が展開されており、本県における二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量は、着実に減っています。
- 環境に配慮した省エネルギーで高性能な住宅が普及しています。
- 「まちのまとまり」をつくり、それらをつなぐ多様な移動手段を選択できる都市構造が形成されています。
- 自転車利用者が安全に安心して走れる道路環境の整備により、自動車からの転換が図られ、環境に配慮した移動手段が利用されています。

## テーマKPI

指標	単位	策定時 (年度)	中間 (年度)	目標 (年度)
温室効果ガス排出量 (排出削減量管理)	千t-CO <sub>2</sub>	15,364 (2017)	14,218 (2022)	9,808 (2030)
環境GS認定等事業者数 (環境GS, EA21, ISO14001)	事業者	3,123 (2018)	2,935 (2024)	4,700 (2030)
市街化区域内人口密度	人/ha	68.1 (2019)	67.2 (2024)	60以上 (2034)
公共交通(鉄道・乗合バス)の利用者数	万人	6,308 (2018)	5,683 (2023)	6,308の維持 (2029)
中高生の通学経路における 自転車通行空間の整備延長	km	21.9 (2019)	172.4 (2024)	301.3 (2034)
主要渋滞箇所の対策率	%	—	21 (2024)	34 (2034)

## 県の取組の方向性

- 「『ぐんまの5つのゼロ宣言』実現条例」に基づく「温室効果ガス排出削減計画提出・公表制度」等の着実な運用や環境GS認定制度などの環境マネジメントシステムの普及・定着を図ります。
- エコアクション21 (EA21) やISO14001の認証取得を目指す中小企業の取組を支援します。
- 工場・事業所等への省エネルギー設備の導入を推進します。
- 省エネルギー性能の高い建築物の新築・増改築を推進します。
- 制度融資により、事業者等に対する資金面での支援を行います。
- 省エネ・節電意識と行動の定着を図ります。
- 住宅の省エネ性能・断熱性能を向上させるため、省エネルギー性能向上による光熱費や温室効果ガス排出量の削減など、その必要性和効果、省エネルギー性能に優れた認定長期優良住宅について、住宅の建築主、買主、借主等の消費者に対して情報発信を行います。
- 電動車の普及推進を図るとともに、スマートムーブの普及・定着を図ります。
- 駅や市役所等の地域の拠点周辺に公共施設や商業施設、医療機関などの都市機能の核となる施設の集積・誘導を図り、周辺に居住機能を誘導するため、市町村の立地適正化計

画策定を支援します。

- 「まちのまとまり」をつなぐ公共交通を将来にわたって確保していくため、市町村のまちづくりと連携し、誰もが利用しやすい公共交通網の確保・維持に務めます。
- 運輸部門における温室効果ガスの排出量を削減するため、県民の交通行動を「過度に自動車に依存している状況」から「公共交通や自転車、徒歩等の多様な移動手段を適度に利用する状態」へと変えていく取組を市町村・交通事業者等と連携して推進します。
- 自転車の活用による環境への負荷の低減につながるよう、自転車の走行位置を示す矢羽根型路面標示の設置や自転車通行帯の整備などを行い、自転車利用者の安全性向上を図ります。
- 交通渋滞の解消や自動車交通の移動時間の短縮等により二酸化炭素の排出削減につながるよう、バイパス整備や道路拡幅、交差点改良等を推進します。
- 群馬県地球温暖化防止活動推進センターの活動を県民に広報し、積極的な利用を呼びかけることにより、センターの活動を支援するとともに、地球温暖化防止活動を行う民間団体の活動支援にもつなげます。



自転車専用通行帯

## 重点施策

- 温室効果ガスの計画的排出削減
- 省エネルギー対策の促進
- 自動車交通対策の推進
- 県民や民間団体の環境活動の促進

## 2 気候変動適応策の推進

### 現状と課題

- 気候変動によってすでに現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して自然や人間社会のあり方を調整する取組を行う「適応策」を進めることが求められています。
- 我が国では2021(令和3)年10月に「気候変動適応計画」を改定(2023[令和5年]一部更新)し、施策の対象を7つの分野に分けて取り組んでいます。
- 本県は、2021(令和3)年4月に「群馬県気候変動適応センター」を設置し、国や市町村と連携して7つの分野における適応策を講じるとともに、気候変動に関する情報を適時適切に発信して、気候変動の影響による被害の回避・軽減に努めています。
- また、2050年に向けた『ぐんま5つのゼロ』を宣言し、自然災害による死者「ゼロ」(気候変動への「適応策」)において、県土の強靱化とともに、県民の防災意識を高めることとしています。



分野		予測される影響	適応の基本的な施策 <small>適応以外の他の政策目的を有し、かつ適応にも資する施策を含む。</small>
	農業、森林・林業、水産業	農業	<p>一等米比率の低下</p> <p>高温耐性品種の開発・普及、施肥や害虫駆除・水管理等の徹底</p>
		農業	<p>りんご等の着色不良、栽培適地の北上</p> <p>優良着色系品種への転換、高温条件に適応する育種素材の開発、栽培管理技術等の開発・普及</p>
		農業	<p>病害虫の発生増加や分布域の拡大</p> <p>病害虫の発生状況等の調査、適時適切な病害虫防除、輸入検疫・国内検疫の実施</p>
	森林・林業	<p>特に年降水量が少ない地域で、スギ人工林の脆弱性が増加する可能性</p> <p>森林病害虫のまん延防止、周辺環境の継続的モニタリング、長伐期リスクの評価</p>	
水産業	<p>マイワシ等の分布回遊範囲の変化(北方への移動等)</p> <p>漁場予測の高精度化、リアルタイムモニタリング情報の提供</p>		
	水環境・水資源	水環境	<p>水質の悪化</p> <p>栄養塩類と水産資源の関係等についての調査研究の実施、工場・事業場排水対策、生活排水対策などの流入負荷量の低減対策</p>
	水資源	<p>無降水日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加</p> <p>ダムの効率的な運用、雨水・再生水の利用、渇水被害軽減のための渇水対応タイムライン(時系列の行動計画)の作成促進等による関係者の連携体制整備</p>	
	自然生態系	各種生態系	<p>ニホンジカの生息域の拡大、造礁サンゴの生育適域の減少</p> <p>野生動物の個体群管理、サンゴ礁等の保全・再生を行い生態系ネットワークの形成を推進</p>
	自然災害・沿岸域	水害	<p>大雨や短時間強雨の発生頻度の増加と大雨による降水量の増大に伴う水害の頻発化・激甚化</p> <p>施設の着実な整備や運用の工夫、まちづくり・地域づくりと連携した浸水軽減対策、災害リスク情報のきめ細かい提示・共有、的確な避難、円滑な応急活動、事業継続等のためのソフト対策</p>
		高潮・高波	<p>海面上昇や強い台風の増加等による浸水被害の拡大、海岸侵食の増加</p> <p>海象のモニタリング及び同結果の評価、港湾・海岸における粘り強い構造物の整備の推進、ハザードマップ作成支援、順応的な対応を可能とする技術の開発、海岸侵食への対応の強化</p>
		土砂災害	<p>土砂災害の発生頻度の増加や計画規模を超える土砂移動現象の増加</p> <p>人命を守る効果の高い箇所における施設整備、土砂災害警戒区域等の基礎調査及び指定の促進、大規模土砂災害発生時の緊急調査の実施</p>
	健康	暑熱	<p>熱中症による救急搬送人員、医療機関受診者数・熱中症死者数の全国的な増加</p> <p>気象情報の提供や注意喚起、予防・対処法の普及啓発、発生状況等の情報提供</p>
		感染症	<p>感染症を媒介する節足動物の分布域の拡大</p> <p>感染症の媒介蚊の幼虫の発生源の対策及び成虫の駆除、注意喚起</p>
	産業・経済活動	金融・保険	<p>保険損害の増加</p> <p>損害保険各社におけるリスク管理の高度化や、モニタリング手法の高度化に向けた取組</p>
	国民生活・都市生活	インフラ、ライフライン	<p>短時間強雨や渇水頻度の増加等によるインフラ・ライフラインへの影響</p> <p>地下駅等の浸水対策、企業等に対するリスク情報の提供や港湾の事業継続計画の策定、水道施設・廃棄物処理施設の強靱化</p>
		ヒートアイランド	<p>都市域でのより大幅な気温の上昇</p> <p>緑化や水の活用による地表被覆の改善、人工排熱の低減、都市形態の改善</p>

出典：気候変動適応計画（令和3年10月22日閣議決定）

## テーマ目標

- 地域の地形・気象などの特性を踏まえた気候変動に対する適応策を進め、県土の強靱化が図られています。
- 水害や土砂災害からの逃げ遅れによる死者がいなくなります。

## テーマKPI

網羅的に取り組む必要があるためKPIは設定しません。

## 県の取組の方向性

- 国と情報共有するとともに、群馬県気候変動適応センターから7つの分野(農業・森林・林業・水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害・沿岸域、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活)の各施策について情報発信を継続します。
- 気候変動の影響等による水害リスクの更なる増大に対応するため、市町村、民間企業や県民等との連携・共創によるオール群馬での防災・減災対策を加速させます。

## 重点施策

気候変動の影響に対する適応策の推進

## 3 再生可能エネルギーの導入拡大・地産地消

### 現状と課題

- 本県は、日照時間が長く、水資源や森林資源に恵まれており、太陽光発電や水力発電を中心に再生可能エネルギー設備の導入が進んでいます。
- 再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、全国的な課題として、固定価格買取制度における国民負担(賦課金)の増加、送電網の容量不足による接続制限、電力の需給バランスの調整などの問題も顕在化しており、安定供給とともに低廉化が求められます。
- 県では、太陽光発電設備、蓄電池、V2H<sup>24</sup>等について導入費用の支援を行っています。県内では、上野村において「太陽光発電設備を活用する地域マイクログリッド」を構築し、2023(令和5)年3月から運用を開始しています。これを一つのモデル事業として県内に展開し、「ぐんま5つのゼロ宣言」の自然災害による死者「ゼロ」、温室効果ガス排出量「ゼロ」、災害時の停電「ゼロ」を目指すことが求められます。
- 本県の豊富な水資源を利用した水力発電は再生可能エネルギーによる発電方法の一つです。中小河川や農業用水、水道水等を利用した中小水力・マイクロ水力発電の普及が期待されます。
- 2018(平成30)年3月に大型木質バイオマス発電所が稼働しており、県内の森林業者を通じて間伐材等を燃料として受け入れています。森林作業道の整備や高性能林業機械の導入、中間土場の整備などの取組を支援し、木質バイオマスの収集・運搬作業を効率化、低価格化を図っています。
- 木質資源に限らず、農業資源や廃棄物資源等のバイオマス利用による二酸化炭素の削減が求められます。
- 2024(令和6)年度のアンケート調査結果では、「住宅用太陽光発電設備の導入」「太陽熱温水器の利用」「家庭での太陽光発電、風力発電などの利用」のいずれの回答も県民

<sup>24</sup> V2H(Vehicle to Home)とは、電気自動車(EV)等と家庭の双方向で接続する充放電設備を使用し、通常は家庭からEV等に電力供給し、非常時にはEV等から家庭に電力供給する技術・仕組みを指します。EV等を家庭用蓄電池として活用することで、電力の自給自足や非常時の電力確保が可能になります。

の約8割が実践できていないと回答しています。また、事業者は太陽光又は太陽熱の利用について33.0%が「概ね実施している」「一部実施している」と回答しており、6割以上が「検討中」或いは「行っていない」と回答しています。

### テーマ目標

- 県内の豊富な再生可能エネルギー資源を活用した、自立分散型の再生可能エネルギーの導入を進めることにより、脱炭素社会の実現に貢献しています。また、災害時にも熱や電力の確保が可能な県民の安全・安心を支える社会基盤づくりが進んでいます。
- 木質資源のほか、農業資源や廃棄物資源などのバイオマス利用を推進し、電源・熱等のエネルギーの安定供給と低廉化が図られています。

### テーマKPI

指標	単位	策定時 (年度)	中間 (年度)	目標 (年度)
再生可能エネルギー導入量	kWh/年	56億 (2019)	66億 (2023)	77億 (2030)
燃料用木質チップ ・木質ペレット生産量	千m <sup>3</sup> /年	119 (2019)	162 (2023)	163 (2030)

### 県の取組の方向性

- 地域の再生可能エネルギーを地域で有効活用する「自立分散型・地産地消型エネルギーシステム」を構築することにより、脱炭素社会の実現とともに、非常時にエネルギーの確保が可能な安全・安心な社会基盤の構築を進めます。
- 本県の恵まれた再生可能エネルギー資源を活用して、太陽光発電、水力発電、木質バイオマス発電等の導入を重点的に推進するとともに、温泉熱や廃棄物などの再生可能エネルギー資源の活用に取り組みます。
- 出力変動への対応や非常時の電源確保の観点から、蓄電池や電気自動車、V2Hなどを活用し、エネルギー利用の効率化を進めます。
- 山間部の小河川や砂防ダムなど、未利用の再生可能エネルギーの開発を進めます。
- 木質バイオマスの需要拡大のため、燃料用チップやペレットの生産施設や利用施設等の整備を支援します

### 重点施策

再生可能エネルギーの導入促進・地産地消  
 地域における自立分散型電源の普及推進  
 太陽光発電の導入推進  
 水力発電の導入推進  
 木質バイオマス等の利用推進  
 再生可能エネルギー導入促進のための技術支援

## 4 水素利用の普及促進

### 現状と課題

- 水素は地球上の様々な資源から作ることが可能で、利用時に二酸化炭素を発生させないため、温室効果ガス・エネルギー消費量の削減といった観点からも、将来の普及が期待されています。

- 水素と酸素を反応させ、電気と熱を作ることが可能で、災害による停電時にも活用することができます。
- 国は、2017(平成29)年12月に「水素基本戦略」を策定し、2019(平成31)年3月には「水素・燃料電池戦略ロードマップ」を示しました。2023(令和5)年6月には「水素基本戦略」を改定し、2024(令和6)年10月には「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律(水素社会推進法)」を施行し、水素の利活用に向けた支援を進めています。これらの国の施策に歩調を合わせて、本県では2026(令和8)年3月に「(仮称)群馬県水素ビジョン」を策定し、本県においても水素社会の実現に向けた取組を進めることが求められます。
- 水素を日常生活や産業活動で利活用する水素社会を実現するために、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)や水素を取扱うサプライチェーン等において様々な技術開発や実証事業の取組が行われています。
- 県企業局では、「板倉ニュータウンにおける地域マイクログリッド事業及び水素利活用事業」を進め、太陽光発電による再生可能エネルギーで製造した水素を活用し安定した電力の供給を行うことにより、住宅地の分譲促進を図るとともに、水素の利活用に伴う技術的ノウハウ等の獲得を目指しています。
- 水素は気体、液体、固体のどの形態でも貯蔵・輸送が可能であることから、太陽光発電等の出力変動の調整力として期待されている一方、取扱い時の安全性の確保を含めた技術面、コスト面、制度面等で多くの課題があります。

### テーマ目標

- 県内の豊富な再生可能エネルギーを活用して二酸化炭素フリーの水素を製造・利用することで、脱炭素社会の実現に貢献しています。

### テーマKPI

指標	単位	策定時 (年度)	中間 (年度)	目標 (年度)
水素ステーション設置数	箇所	0 (2019)	1 (2024)	3 (2030)

### 県の取組の方向性

- 再生可能エネルギーを活用した自立分散型エネルギーシステムを普及させるとともに、出力変動への対応や、非常時の電源確保の観点から、太陽光発電の余剰電力による水素製造・貯蔵・運搬など、水素の利活用について検討を進めます。
- 水素エネルギーに関して、中長期的な視点に立って、情報収集、企業ニーズの把握、実証実験の支援等の取組を行います。水素産業を次世代産業と位置付け、その育成、地域産業の活性化、脱炭素社会における新しいまちづくりなどにつなげます。

### 重点施策

- 水素利用の普及促進
- 水素の利用促進

## 5 二酸化炭素吸収源対策

### 現状と課題

- 本県の森林面積は42万7千ha、県土面積に占める割合は67%で、森林面積、森林率ともに

関東一です。

- 樹木は、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を吸収し、炭素を固定しながら生長していますが、機能が発揮されるためには、間伐等の森林整備を適切かつ継続的に行い、森林を健全に成長させることが必要です。
- 森林による二酸化炭素の吸収能力は、樹木が若いうちは生長とともに大きくなり、高齢になるにしたがって徐々に小さくなります。本県の森林は、高齢林化が進行しており、森林による二酸化炭素の吸収量を将来にわたって持続させるためには、成熟した森林を伐採して木材として利用することにより炭素を固定し、その跡地に苗木を植えて森林を若返らせる必要があります。
- 林業生産活動の停滞と山村地域の人口減少、林業の担い手不足により、手入れが不十分な森林が増加し、公益的機能の低下が危惧されます。
- 県では、森林の持つ公益的機能を維持・増進するため、治山施設の整備と併せて、機能の低下した保安林において治山事業による森林整備を行っています。



### テーマ目標

- 間伐等の森林整備が適切かつ継続的に行われています。
- 皆伐再造林により資源の循環利用を促進し、二酸化炭素の吸収量及び固定量の増加に努めています。

### テーマKPI

指標	単位	策定時 (年度)	中間 (年度)	目標 (年度)
間伐等森林整備面積	ha/年	1,990 (2019)	1,922 (2023)	3,100 (2030)
造林面積	ha/年	136 (2019)	125 (2023)	400 (2030)

### 県の取組の方向性

- 森林施業の集約化を進め、利用間伐の促進を図ります。
- 資源の循環利用を促進するため、皆伐再造林を推進します。
- 公的森林整備により、公益的機能が高度に発揮される森林の維持・増進を図ります。

### 重点施策

森林等の整備・保全

## 6 フロン類排出抑制対策

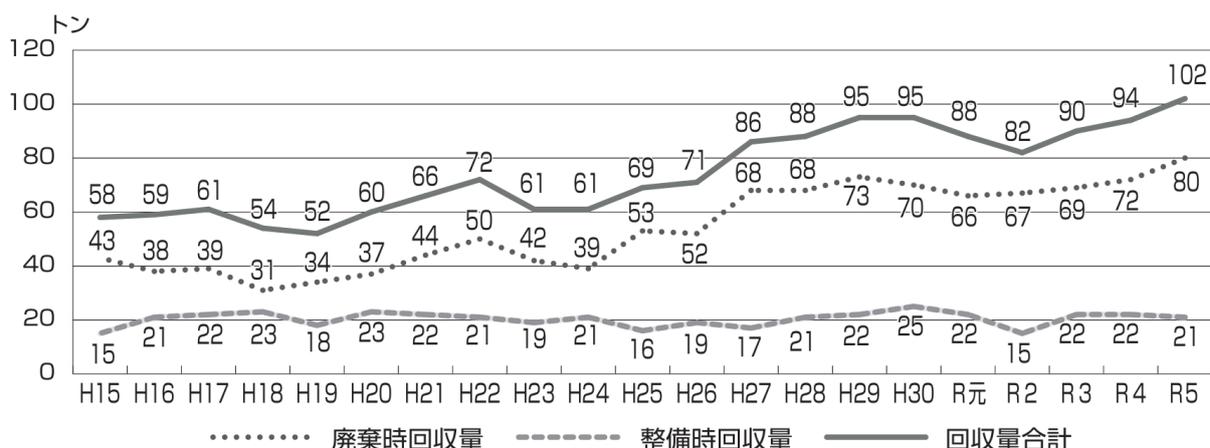
### 現状と課題

- 我が国では、2015(平成27)年4月にフロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策を取るため、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)」が施行されました。フロン類の排出抑制が強化され、フロ

ン類の利用過程における漏えい防止などが盛り込まれました。

- 2020(令和2)年4月に改正「フロン排出抑制法」が施行され、廃棄時回収率の向上を目的に、廃棄等実施者等への罰則強化や県の指導権限の強化等が盛り込まれました。これを受けて、廃棄等実施者、特定解体工事元請業者、引取等実施者等の関係者への法令周知、一般社団法人群馬県フロン回収事業協会、公益社団法人群馬県環境資源創生協会等の関係機関等との連携に努めています。
- 今後は、オゾン層の保護だけでなく地球温暖化を防ぐために、フロン類を使用しない製品(ノンフロン製品)の選択・利用やフロン類を大気中へ漏えい・放出させないことが重要となります。

業務用冷凍空調機器からのフロン類回収量の経年変化(2003~2023[平成15~令和5]年度)



出典：令和7年版環境白書（群馬県）

### テーマ目標

- フロン代替物質への転換を進めるとともに、フロン回収時の大気への漏えい・放出がないよう適正処理を推進し、フロン類による地球温暖化への影響を抑えています。

### テーマKPI

指標	単位	策定時 (年度)	中間 (年度)	目標 (年度)
フロン類の廃棄時回収率(全国)	%	39 (2018)	44 (2022)	70 (2030)

### 県の取組の方向性

- フロン類使用機器からの漏えい防止、廃棄時の適正な回収及び破壊・再生を推進します。
- 県有施設におけるフロン類使用機器からの漏えい防止と回収を進めます。
- フロン代替物質への積極的な転換を推進します。

### 重点施策

フロン類排出抑制対策の推進

## 第2節 持続可能な循環型社会づくり

### 目 標

5 Rの取組啓発の充実  
あらゆる分野の資源循環の研究開発の進展  
MOTTAINAI運動の浸透

### 現状と課題

県民に、ごみの適正な分別は浸透し、一人一日当たりのごみ排出量は減少傾向ですが、全国平均より高く、リデュースやリサイクル等の取組は進展していないことが現状です。

事業者において5 Rの取組は、環境保全に貢献する活動として企業価値を高める一つとなり、持続可能な経営・事業につながります。

廃棄・排出されるものは、ごみではなく資源として捉え、あらゆる主体が協働し、資源の循環を図ることが求められます。

### 取組の方向性

廃棄物の適正処理を推進するとともに、あらゆる主体の参画・協働による取組を推進し5 Rの取組を浸透させることで、持続可能な形で資源を循環利用していく社会の実現を目指します。

方向性	コベネフィット		
	NZ	CE	NP
5 R活動の充実に向けた啓発を進めるとともに、資源循環によって企業価値を高め、経済成長を促します。プラスチックごみ「ゼロ」や食品ロス「ゼロ」を含むごみ「ゼロ」(ゼロウェイスト)を目指します。	○	○	
資源の採取・製造・廃棄の各段階で排出される温室効果ガスを削減し、循環の質を高めるとともに、製造・リサイクル工程や物流などの排出源をクリーンエネルギー化し、循環経済の持続性を強化します。	○	○	
バイオマスの活用や資源循環型農業などを推進し、自然資源の健全な循環利用を目指します。		○	○

※右列のアルファベットはそれぞれ次の略称を示します。

NZ：ネット・ゼロ、CE：サーキュラーエコノミー、NP：ネイチャーポジティブ

### 事業テーマ

#### 1 5Rの推進

##### 現状と課題

○2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」のうち、プラスチックごみ「ゼロ」と食品ロ

ス「ゼロ」を実現する施策が求められます。

- プラスチックの水平リサイクルや効率的な再資源化などの研究開発を推進するとともに、ワンウェイプラスチックを削減し、再生プラスチックや代替プラスチックへの転換を促進するとともに、プラスチックの生産から流通、消費、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた資源循環を構築し、マイクロプラスチック流出による生態系への影響も低減することが求められています。
- プラスチックごみの回収量を増加させるため、市町村によるプラスチック容器包装廃棄物との一括回収の拡充に加えて、市町村や小売事業者等と連携して回収方法や回収ルートが多様化を推進することが求められます。
- 生活系の可燃ごみの約3割は台所から排出される生ごみで、事業系の可燃ごみの約2割は食品小売業や飲食業から排出される生ごみです。焼却処分されているごみのうち生ごみの割合が高いことから、生ごみの排出抑制を徹底する必要があります。
- また、生ごみは水分を多く含んでおり、焼却時の炉内温度を下げるため、燃焼効率の低下につながります。生ごみの水分をできるだけ減らし、焼却時の負荷を軽減することで焼却施設の長寿命化につながります。
- 剪定枝や雑草は、堆肥化したり、よく乾燥したりすることで、ごみとしての排出削減につながります。県では、こうした取組を市町村と連携して普及啓発しています。
- 生活系の可燃ごみのうち紙・布類は約3割を占めており、リサイクルを促進することでごみの減量化も期待されます。
- 国内では、食べられるにもかかわらず廃棄される「食品ロス」が、国全体で年間約464万トン(2023[令和5]年環境省公表)が発生していると推計されています。2019(令和元)年10月には「食品ロス削減推進法」が施行され、社会全体で食品ロス削減を推進していくことが求められています。
- 食品ロスの削減は、SDGsを達成する上でも、また食料安全保障の観点からも解決しなければならない課題であり、MOTTAINAI(もったいない)の心で食品ロスをなくしていくことが大切です。
- フードバンク活動は、安全に食べられるにもかかわらず、販売されない食品を事業者などから寄附してもらい、食品を必要としている人や施設、団体等に無償提供する活動で、未利用食品の有効活用の観点から、食品ロス「ゼロ」につながる取組として有効です。そのため、この活動が県内に広がるようフードバンク活動の認知度向上、食品の安定的な確保、物流網の構築、運営ノウハウの取得を支援することが求められます。
- 2024(令和6)年10月にGメッセ群馬で開催された「第8回食品ロス削減全国大会in群馬」において、食品リサイクルのパネルを展示し、食品関連事業者による食品循環資源の再利用を啓発しました。
- 2024(令和6)年度の事業者アンケート調査結果では、事業所内での活動として「廃棄物のリサイクル」が36.6%と最も多く回答され、廃棄物のリサイクル活動が進展しています。
- 県土面積の67%が森林であり、畜産業や食品加工業が盛んな本県は、豊富なバイオマス資源に恵まれています。これらのバイオマスをエネルギー源や製品の原材料として活用することで、環境負荷の少ない低炭素・循環型社会の実現に大きく貢献することが期待されます。

## テーマ目標

- 5 Rの活動が日常生活で浸透し、資源の地域循環が推進されています。
- 地域の森林資源を利用した「地産地消」を図り、災害に強い循環型社会の実現に貢献しています。
- ワンウェイプラスチックから再生プラスチックや代替プラスチックへの転換を推進し、プラスチックのライフサイクル全体を通じた資源循環の構築が進んでいます。
- 県民及び事業者にMOTTAINAI運動を定着させ、食品の生産、流通、消費の各段階で食品ロスの発生抑制が実践されています。
- 県内に広くフードバンクを設置し、支援を必要とする人に食品を届ける活動の定着が図られています。

## テーマKPI

指標	単位	策定時 (年度)	中間 (年度)	目標 (年度)
県民一人一日当たりのごみの排出量	g/人・日	986 (2018)	933 (2023)	805以下 (2030)
県民一人一日当たりの 家庭系ごみの排出量	g/人・日	640 (2018)	612 (2023)	404以下 (2030)
一般廃棄物の再生利用率	%	15.2 (2018)	13.8 (2023)	27以上 (2030)
一般廃棄物の最終処分量	千t	70 (2018)	66 (2023)	56以下 (2030)
産業廃棄物の排出量	千t	3,697 (2017)	3,807 (2022)	3,768以下 (2030)
産業廃棄物の再生利用率	%	52 (2017)	51 (2022)	56以上 (2030)
産業廃棄物の最終処分量	千t	118 (2017)	89 (2022)	85以下 (2030)
プラスチック製容器包装 分別収集市町村数	市町村	22 (2020)	26 (2024)	35 (2030)
製品プラスチック分別収集市町村数	市町村	—	11 (2024)	35 (2030)
フードバンクの人口カバー率	%	82.2 (2020)	94.2 (2024)	100 (2030)
ぐんま食品ロス削減推進店(飲食店、 宿泊施設、食料品小売店)登録店舗数	店	451 (2019)	817 (2024)	1,000 (2030)
バイオマス利用率	%	78 (2018)	77 (2023)	80 (2030)
燃料用木質チップ ・木質ペレット生産量(再掲)	千m <sup>3</sup> /年	119 (2019)	162 (2023)	163 (2030)

## 県の取組の方向性

- 消費者団体、事業者、県民及び県・市町村等各主体相互が連携した5 Rに関する取組を推進します。
- イベント等でのリユース食器の利用、レジ袋の削減を含む容器包装の簡素化など、ごみの発生を抑えるための取組を支援します。

- 市町村が実施する廃棄物の発生抑制、循環資源の回収を支援します。
- 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」や「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)」に定めるすべての品目の回収や、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラスチック資源循環促進法)」に基づくプラスチック使用製品廃棄物の分別収集をすべての市町村が実施するよう支援します。
- 生ごみ減量に効果がある食べきり、使いきり、水きりの「3きり運動」などの普及・啓発に努めます。
- 紙・布類の分別回収等によりリサイクル等を促進します。
- 使用済みになった製品や製造に伴い発生した副産物の品質、性状等に応じたマテリアルリサイクル<sup>25</sup>を推進します。
- 循環資源の再生利用は、天然資源の保全や温室効果ガスの排出削減にも寄与するため、再生製品の利用を促進します。
- 地域の循環資源を活用したりサイクル関連産業の振興等により、地域創生の基盤づくりを推進します。
- 地域におけるバイオマスの活用を促進するため、バイオマスの供給者、製品等の製造者、利用者などの関係者が連携し、効率的かつ経済的な地域循環型システムを構築します。
- 林地残材の利用を促進するため、効率的な収集・運搬システムの構築、加工・流通体制の整備、需要の拡大に重点的に取り組みます。
- 県内各地域における、森林資源を活用したエネルギーの「地産地消」の取組を支援します。
- 食品関連事業者等に対して、食品廃棄物の削減に向けた普及・啓発を行い、食品の資源循環の再生利用等の取組を促進するとともに、再生利用事業者の認定制度や補助制度の周知を行うなど、国と連携しながら、食品リサイクルの普及啓発を行います。
- プラスチックごみ「ゼロ」の実現に向けて、河川水中のマイクロプラスチック調査及び河川敷の散乱ごみ調査を実施し、県民に周知することで普及啓発を行います。
- ワンウェイプラスチックから再生プラスチックや代替プラスチックへの転換を促進するとともに、プラスチックのライフサイクル全体を通じた資源循環を構築します。
- 県民が利用しやすいようにプラスチック製廃棄物の回収・処理ルートの拡充等を行い、回収量の増加を図ります。
- 「ぐんまプラごみ削減取組店登録制度」の運用により、県内事業者によるプラスチックごみ削減の取組の周知や拡散・拡大を図ります。
- 食品ロス「ゼロ」の実現に向け、MOTTAINAI運動の実践を通して、県民及び事業者に食べ物を無駄にしない行動を定着させるとともに、県内すべての地域にフードバンクが設置され、支援を必要とする人に食品を届ける活動を定着させます。
- 市町村や食品関連事業者、農業者団体等に対し、「食品ロス」の削減に係る制度や事業等の情報を周知し、取組を推進・啓発します。

<sup>25</sup> マテリアルリサイクルとは、使用済み製品や廃棄物を原材料として再利用するリサイクル方法です。廃プラスチックや金属、紙等を物理的に加工して再び材料として利用することで、新たな製品の原料に生まれ変わらせます。

## 重点施策

ごみ減量化の推進  
店頭回収の促進  
プラスチックごみ「ゼロ」に向けた取組  
MOTTAINAI運動の推進・フードバンク活動の支援  
5R(3R+Refuse+Respect)の普及啓発・県民運動等の推進  
廃棄物の発生抑制、資源循環の推進に向けた市町村との連携  
生ごみ、紙・布類のごみ等の減量・リサイクル  
リサイクル関連産業の振興  
バイオマスの活用推進  
プラスチックごみの削減  
食品ロスの削減

## 2 廃棄物等の適正処理の推進

### 現状と課題

- 県民一人一日当たりのごみ排出量は、全国平均を上回っていますが、減少傾向を示しており、今後、人口減少によってごみの総排出量も減少することが考えられます。
- 将来にわたり一般廃棄物の適正な処理を確保するため、廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化等を図った上で、必要な施設の整備を計画的に進め、地域において安定的かつ効率的な一般廃棄物処理体制を構築する必要があります。
- 2017(平成29)年3月に「群馬県一般廃棄物処理広域マスタープラン」を作成し、2021(令和3)年3月に温室効果ガス排出量「ゼロ」、災害時の停電「ゼロ」の実現に向け、一般廃棄物処理施設における発電施設の促進に関する事項等を追加しました。本マスタープランを実効性のあるものとするため、広域ブロックごとに、構成市町村を対象に広域化を推進する実施主体となる組織設立の支援を行っています。
- 排出事業者の不十分な理解により、副産物等の不適切な再生利用が行われることがあります。
- 地域住民の忌避感や不安感などから、処理施設の設置計画に理解が得られないこともあり、適正処理に必要な処理施設の確保は引き続き課題となっています。
- ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特別措置法)」の処分期間内の処理を確実に完了させるとともに、期間終了後に発見されたものやPCB含有機器等についても、国による新たな制度的措置に基づき、确实かつ適正な処理を確保することが必要です。
- 廃棄物の不適正処理について、大規模な不法投棄等は減少しているものの、不適正保管等の不適正処理事案が後を絶たず、無許可業者による脱法行為や事案の悪質・巧妙化が認められるため、未然防止に係る啓発活動や警察・市町村等関係機関との連携の強化を図っています。
- 土砂の埋立てについては、無秩序な埋立て事案が後を絶たず、首都圏から建設残土等の搬入量の増加も見込まれています。県では、「群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例(県土砂条例)」に基づく立入検査等を行うとともに、県土砂条例の一部改正により届出制とした上で、埋立て等事業の適正化を推進することとしています。
- 廃棄物や有害使用済機器に該当しない再生資源物については、環境保全措置が十分に講じられないまま、屋外で破砕や保管等が行われることに起因して生活環境保全上の支障が発生しないよう、適正な処理を確保することが必要です。

## テーマ目標

- 県内の一般廃棄物処理施設では、適正な処理が継続されています。
- 「群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」に基づき、一般廃棄物の処理が県内9ブロックに集約化され、必要な施設整備が推進されています。
- 産業廃棄物の適正処理を進め、リサイクル関連産業の活動を活発化し、資源循環の定着に貢献しています。
- 再資源化そのものが技術的に困難な場合や、環境への負荷の程度等から適切でない場合には、燃料として発電等利用が図られています。
- 各種感染症拡大時でも廃棄物処理が継続して行われる体制が構築されています。
- 不法投棄等の不適正処理を防止し、生活環境の保全が維持されています。
- 埋め立てた土砂等による土壤汚染のない、適正な土砂の埋立て等が推進されています。

## テーマKPI

指標	単位	策定時 (年度)	中間 (年度)	目標 (年度)
集約化による市町村の将来施設数 (焼却施設等)	施設	26 (2019)	20 (2024)	21 (2030)
集約化による市町村の将来施設数 (最終処分場)	施設	23 (2019)	19 (2024)	15 (2030)
不法投棄早期解決率	%	70 (2019)	92 (2024)	80 (2030)
市町村土砂条例制定数	市町村	27 (2019)	29 (2024)	32 (2030)
産業廃棄物相談員による立入件数	件	429 (2019)	398 (2024)	430 (2030)

## 県の取組の方向性

- 5Rの推進及び人口減少社会の到来によるごみの減少を踏まえ、コスト、環境負荷、エネルギー、災害対策を考慮して選定したブロック区分でのごみ処理の広域化・集約化を推進します。
- 一般廃棄物の処理主体である市町村に技術的支援や市町村間の連携・調整を行い、一般廃棄物処理の広域化を推進します。
- 副産物等の再生利用について、排出事業者・廃棄物処理業者への監視・指導を強化します。
- 使用済みになった製品や製造に伴い発生した副産物の品質、性状等に応じてマテリアルリサイクルを推進します。
- 再生利用等を目的とした廃棄物処理施設の設置の促進、焼却熱による発電や蒸気・温水などの熱利用を推進します。
- 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)等が拡大・継続するような状況下でも、廃棄物の適正かつ円滑な処理が確保されるよう努めます。
- PCB廃棄物や水銀廃棄物の処理については、事業者等の関係者に対して十分な啓発を行うとともに、必要に応じて立入検査や各種調査を通じて、法令に則した安全かつ確実な処理を推進します。

- 不適正処理事案の未然防止・早期発見・早期解決のため、監視指導体制を強化・拡充します。
- 適正な土砂埋立てがなされるよう徹底した監視指導を行うとともに、隙間のない監視指導のため、市町村土砂条例の制定を促進します。
- 県及び法令による新たな規制を適切に運用し、再生資源物の適正な処理を確保します。

### 重点施策

- 一般廃棄物の適正処理の推進と処理施設の広域化
- 産業廃棄物の適正処理の推進と処理施設の確保
- 有害物質を含む廃棄物の確実な処理の推進
- 不適正処理対策の強化
- 土砂埋立ての適正化推進
- 廃棄物に該当しない再生資源物の適正処理の確保

## 3 災害廃棄物処理体制の強化

### 現状と課題

- 広域的な連携体制を構築するなどの災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うため、県内の全市町村が災害廃棄物処理計画を策定するとともに、平時からの備えを行うことが重要です。
- 大規模災害時には市町村の職員や廃棄物処理施設の被災、市町村の廃棄物処理施設の能力をはるかに超える廃棄物の発生、市町村で対応できない多種多様な廃棄物の発生などの事態が予想されるため、被災市町村に対する広域的な相互応援体制の構築及び廃棄物処理業者を始めとする民間業者との連携等が必要となります。
- 廃棄物処理施設が地震や水害等の大規模災害時にも稼働できるよう施設の耐震化、浸水対策、長期停電への対応等、強靱な廃棄物処理システムの構築が必要です。

### テーマ目標

- 大規模災害時でも災害廃棄物が迅速かつ適正に処理され、被災から早期復旧できる体制が整備されています。

### テーマKPI

指標	単位	策定時 (年度)	中間 (年度)	目標 (年度)
市町村の災害廃棄物処理計画数	市町村	11 (2019)	25 (2024)	35 (2030)

### 県の取組の方向性

- 県内の全市町村が災害廃棄物処理計画を策定するとともに、広域的な連携体制を構築するなど、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うため、平時からの備えを行います。
- 市町村等の廃棄物処理施設の基幹改良や更新時に合わせ、計画的に廃棄物処理施設の強靱化等が行えるよう支援します。

### 重点施策

- 広域的な災害廃棄物処理体制の強化

## 4 持続可能な社会を支える人づくり

### 現状と課題

- 本県の豊かな自然を守り、環境と調和した持続可能な社会を実現するためには、私たち一人ひとりの自覚と行動が必要不可欠です。
- 身のまわりの自然環境に興味関心を持ち、環境と調和した持続可能な社会とはどのような社会であるかを正しく理解し、その実現に向けて、自ら学び、課題解決へ向けて主体的に行動できる人材を育成する必要があります。
- 国連が提唱するSDGsにおいても、各目標を達成するためには、持続可能な社会の担い手づくりが重要とされています。平成29・30・31年改訂学習指導要領において「持続可能な社会の創り手の育成」が明記されており、次世代を担う子どもたちへESDとして環境教育・環境学習の推進が求められます。
- 各学校ではこれまでも環境教育全体計画を整備し、理科や社会科、技術・家庭科など教科の学習の中で環境学習を行ってきました。今後はさらに、教科等横断的な視点を持ち、身近な地域の資源も活用した体験的な環境学習を推進していくことが重要です。
- 「動く環境教室」は、主に小中学校を中心として利用されていることから、講師となる「環境学習サポーター」は学習指導要領における環境教育について理解する必要があり、学校での教科横断的な内容まで教えられる人材が求められています。
- 環境問題については、様々な広報媒体を通して広く知らされているところですが、その意識を行動に移して活動する機会は限られています。環境リーダーとしてのアドバイザーの支援や育成を通して環境保全活動を充実させることが求められます。
- 「こどもエコクラブ」の主な対象としている小中学生において、自然の中で遊ぶことや生活と環境の関係を知る機会が減ってきている現状があり、自然観察や科学工作など体験を通じた環境活動の場の提供が求められています。
- 講師派遣型の体験教室では、順調に参加校数が増加しているとともに、質の向上も図られています。
- 「緑の少年団」の活動の活性化、また積極的な活動の支援を図るため、独自の取組に対して1団当たり10万円以内で活動費を助成しています。
- 「森林公園憩の森」は、研修会等の林業普及、森林環境教育及び森林ボランティア育成のための拠点施設です。森林の持つ優れた環境と森林学習施設を通じ、森林の機能及び林業に関する県民の理解を深め、自然環境への意識向上を図ることにより、県民参加の森づくりや林業振興へとつなげる施設として重要な機関となっています。
- 「環境サポートセンター」では、県民からの環境学習・環境活動の問合せや相談に対応する県の総合窓口として環境政策課内に設置され、学校や地域における環境学習を支援しています。様々な主体への活動支援として、プログラムの開発、学習資料の提供、環境活動情報の発信等、環境活動の拠点としての役割が求められています。
- 「環境白書」は、「群馬県環境基本条例」第8条に基づき議会に報告する年次報告としての役割があります。また、県の自然や環境問題、県が目指す環境の将来像について情報を提供し、県民の関心・理解を深める役割も担っています。
- 子ども向けに本県の環境についてわかりやすくまとめた「子ども環境白書」を作成し提供することで、子どもたちの環境学習に役立てています。「子ども環境白書」のほかに子ども向けの本県の環境の現状を扱う教材を増やし、環境保全意識の向上を図ることが

求められます。

- 群馬県環境情報サイト「ECOぐんま」を開設し、環境に対する理解を深めてもらう様々な環境情報や県での取組など、環境について知る、考える、行動するために役立つ情報を発信しています。県民に手軽に情報をPRできる場としていますが、ページ容量や機能面での制限が多く、PRできる事項が限られていることや、情報量が多いため利用には不便な面があり、それらを解消することが必要です。

### テーマ目標

- 県民一人ひとりが環境保全に対する意識を高め、環境と調和した持続可能な社会の担い手となり、各地域において、自主的かつ積極的な環境保全活動が取り組まれています。
- 次代を担う子どもたちに森林に親しむ機会を与え、森林での学習活動、地域での社会奉仕活動、交流集会などのレクリエーション活動を通じて、緑を愛し、社会を愛する健康で明るい心豊かな人間の育みが展開されています。
- 人と環境の関係について正しく理解し、自ら環境に配慮した行動ができる人材育成を進め、良好な環境を支える人づくりが着実に推進されています。

### テーマKPI

指標	単位	策定時 (年度)	中間 (年度)	目標 (年度)
動く環境教室受講者数	人/年	7,411 (2019)	5,373 (2024)	6,000 (2030)
環境アドバイザー登録者数	人	280 (2019)	336 (2024)	350 (2030)
ぐんま環境学校(エコカレッジ) 修了者数	人/年	22 (2019)	34 (2024)	30 (2030)
森林環境教育参加者数	人/年	15,853 (2019)	14,012 (2024)	21,200 (2030)
環境教育研修講座受講者数	人/年	17 (2019)	42 (2024)	47 (2030)
緑の少年団数	団	314 (2020)	313 (2024)	314 (2030)
緑の相談件数	件	304 (2019)	137 (2024)	370 (2030)

### 県の取組の方向性

- ESDの視点に立った環境学習の推進を行います。
- 環境学習の窓口として設置した「環境サポートセンター」において、学校や地域における環境学習を総合的に支援します。
- 環境に関する基礎知識やボランティア活動を幅広く学び、地域の環境学習又は環境活動を自ら主体的に実践できる人材を育成します。
- 「フォレストリースクール」や「緑の少年団」育成等の各種事業の活性化を図るため、それぞれの事業ニーズにあった指導者を継続的に育成します。
- 教科等横断的な視点から環境教育の全体計画を見直したり、優れた実践事例や活用できそうな身近な環境資源を紹介したりするなど、教育現場での環境教育の充実を図りま

す。

- 教職員に対する環境教育研修講座を実施して、児童生徒に対する環境学習の推進役となる人材を育成します。
- 県民が主体的に活動できるよう、環境教育や環境学習を行う上で参考となる情報を提供します。

### 重点施策

- 環境学習の推進
- 環境人材の育成
- 環境情報の提供と共有化

## 5 多様な主体との連携・パートナーシップの強化、自主的取組の拡大

### 現状と課題

- 本県の良好な環境を保全し、環境と調和した持続可能な社会を実現するためには、県民や民間団体、事業者等の自主的な取組が重要であり、各主体が様々な場面において、連携・協働することが必要です。
- 県民や地域のニーズが多様化・複雑化する中、人口減少や少子高齢化などに伴う地域の課題を行政だけで解決することが難しくなりつつあります。
- 農村地域においては過疎化・混住化等が進み、農地、農業用水等の保全管理が困難となっており、国土の保全、水源のかん養や農村景観の形成等、農業・農村が有する多面的機能が失われつつあり、こうした課題を解消するため、地域コミュニティやパートナーシップの強化が求められます。
- 人口減少や高齢化による人手不足や後継者不足の課題がある一方で、取引先から日常的なコストダウンの要請、品質の向上要求もあり、県内の中小企業にとっては厳しい状況が続いています。また、SDGsやカーボンニュートラルへの対応も求められており、DX等により事業を効率化しつつ、環境に配慮した製品づくりや生産プロセスの確立が必要となっています。
- 農業は元来、環境保全的機能を有する産業ですが、従前の農業が化学肥料、化学合成農薬等資材を用いることで生産性の向上を目指してきた結果、近年、農業による環境負荷の増大が示唆されています。このような現状の中、今後、環境と調和のとれた農業生産を図る必要があります。本県では、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(みどりの食料システム法)」(2022[令和4]年7月施行)に基づく新たな認証制度(みどり認定[ぐんまエコファーマー])で301者を認定し、特別栽培農産物認証制度では128者を認証しました。

### テーマ目標

- 環境と調和した持続可能な社会の実現のため、県民及びNP0やボランティア団体、企業等のあらゆる主体において、環境保全に対する意識の醸成が図られています。
- 各主体が自発的に環境保全の取組を実践できる場を多数整備し、県民を始めとする各主体がパートナーシップを構築し、多くの人の環境保全活動の参画が推進されています。
- 地域の課題を解決する自主的な取組を実施し、地域の活性化を図ることにより、地域コミュニティ機能の向上及び農業・農村の持つ多面的機能が確保されています。
- 環境負荷低減・資源循環型農業を推進し、畜産たい肥や緑肥などの地域資源の有効活用を図るとともに、化学肥料・化学合成農薬の使用量削減を図り、温室効果ガスの排出量

削減や生物多様性の保全に貢献しています。

## テーマKPI

指標	単位	策定時 (年度)	中間 (年度)	目標 (年度)
企業等と地域・学校との連携・協働の取組(事例数)	件	1 (2019)	1 (2024)	3 (2030)
農地・農業用施設の維持・保全が図られた農地面積	ha	17,552 (2019)	19,501 (2024)	22,600 (2030)
みどり認定者数	者	0 (2019)	301 (2024)	1,500 (2030)
有機JAS認証取得者数	者	77 (2019)	80 (2024)	120 (2030)

### 県の取組の方向性

- 県民、NPOやボランティア団体、事業者等の各主体が、環境問題への取組を自らの問題として捉え、自発的に行動を起こせるような場の提供や機会づくりを行います。
- 「環境サポートセンター」において、県民が主体的に活動できるよう環境教育や環境学習の参考となる情報や環境学習資料を提供します。
- 良好な環境の保全や創造、自然保護に顕著な功績があった県民等を顕彰する「群馬県環境賞」を継続し、環境に対する意識の高揚を図ります。
- 農業者や地域住民等による活動組織が取り組む、地域資源の維持・保全のための協働活動を支援し、農業・農村の多面的機能の発揮を図ります。
- 企業等と地域・学校との連携・協働を行うため、それぞれの活動について情報を発信、共有する場を整備します。
- 制度融資により、ISO14001認証取得を目指す中小企業や施設整備等を行うNPOに対して支援を行います。
- 環境に関する新技術・新製品の開発や事業化において、事業者の自主的な取組を支援します。
- 県自らが事業者として、県事務・事業に伴う環境負荷の低減に取り組めます。



令和7年度群馬県環境賞顕彰式

### 重点施策

- 企業等と地域・学校との連携・協働
- 県民・民間団体の取組への支援
- 事業者の取組の促進
- 行政が行う自主的取組

## 第3節 自然との共生と森林(もり)づくり

### 目 標

持続可能な林業経営の充実  
森林の維持・整備の拡大  
野生動物対策の強化  
自然とのふれあいの拡大  
生物多様性保全と社会経済活動の両立の進展

### 現状と課題

本県は、首都圏の水需要の多くをまかなう水源県であり、その森林は「緑のダム」として大きな役割を担っています。

また、3箇所のラムサール条約湿地や、3箇所の国立公園、1箇所の国定公園があり、優れた自然風景や自然とのふれあいの場が提供されています。

一方、地球温暖化に伴う熱帯生物分布域の北上による生態系の損失や気象災害の激甚化・頻発化による森林被害の拡大が懸念されます。

農山村地では、農林業従事者の減少や高齢化により人の手が入らず荒廃が進んでいます。荒廃した里山では野生動物の棲み処となり、農林業被害が生じるほか、生物多様性が衰退し、健全な公益的機能を享受できなくなります。

ネイチャーポジティブを達成するため、地球温暖化を抑制するとともに、農林業従事者を確保し、適切かつ継続的な森林・農地の管理を行い、生態系と生物多様性を保全することが求められます。



尾瀬ヶ原外来種駆除の様子  
(モニタリング調査)



尾瀬ネイチャーラーニングの様子

### 取組の方向性

自然資本の活用及び森林・林業の新たな価値の創出に向け、多種多様な技術やアイデアを持つ民間企業の参入・連携によるイノベーションを推進し、自然と共生した社会を目指します。

方向性	コベネフィット		
	NZ	CE	NP
外来生物の防除や野生動物対策を強化しながら、生物多様性の恵みを活用し、気候調整やレクリエーション機能の発揮、食料の安定供給など、社会課題の解決を促進します。	○		○
林業・木材産業の充実を図り「水源地ぐんま」として森林を適切に管理することで、健全な自然の再興と公益的機能の発揮を目指し、良質な自然共生社会を育みます。	○		○
再利用・再生材の活用や地域資源の循環利用により、天然資源の消費を抑制するとともに、地産地消型の持続可能な暮らしを支えます。また、廃棄物の削減や環境負荷の低減により、生態系へのダメージを軽減します。		○	○

※右列のアルファベットはそれぞれ次の略称を示します。

NZ：ネット・ゼロ、CE：サーキュラーエコノミー、NP：ネイチャーポジティブ

## 事業テーマ

### 1 ネイチャーポジティブ経済の推進

#### 現状と課題

- 2024(令和6)年12月に、「ぐんまネイチャーポジティブ宣言」を行いました。群馬県の豊かな自然資本を生かしながら、ネイチャーポジティブ経営企業が集積する「群馬県版ネイチャーポジティブ経営エコシステム」を形成することにより、付加価値が生み出され、生物多様性も保全されていく、ネイチャーポジティブ経営の第一想起地となることを目指しています。
- 2026(令和8)年には、国内外の潮流と合致した効果的な生物多様性施策を進めるべく、「生物多様性ぐんま戦略」を改定しました。それに伴い、生物多様性において最重要となる「ネイチャーポジティブ」達成を目標とする戦略とするため、名称を「ぐんまネイチャーポジティブ戦略(2026-2030)」とし、生物多様性保全と社会経済活動が両立する社会の実現を目指しています。
- 2024(令和6)年度アンケート調査結果では、「生物多様性」という言葉について「意味は知らないが、言葉は聞いたことがある」と回答した県民が5割を占めています。また、「ネイチャーポジティブ」という言葉について「意味は知らないが、言葉は聞いたことがある」が32.6%、「聞いたことがない」が46.1%となっています。事業者では、「生物多様性の保全の実施や支援」を「すでに実施している」との回答はわずか8.2%となっています。

#### テーマ目標

- 事業者が、事業活動における自然資本への依存と負荷の状況を正しく把握し、自主的な自然環境への配慮が行われています。
- 県民の環境への意識が高まり、環境配慮型商品の高付加価値化が進んでいます。

## テーマKPI

指標	単位	策定時 (年度)	中間 (年度)	目標 (年度)
ネイチャーポジティブに取り組む事業者数	事業者	—	—	500 (2030)

### 県の取組の方向性

- 自然資本を最大限利用し、地域の活力の増進につなげます。
- 生物多様性は多様な分野に関連することから、県民、事業者、民間団体、教育機関、市町村などと連携し、情報を共有し、戦略の着実な実行を推進します。
- 生物多様性に関する情報を蓄積し、県民や事業者に向けた意識の向上と行動につながる啓発を行います。



自然観察会の様子

### 重点施策

ネイチャーポジティブ経済の推進

## 2 生態系に応じた自然環境の保全と再生

### 現状と課題

- 「群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例」に基づき指定した「特定県内希少野生動植物種」等の周知を図るため、群馬県自然保護指導員兼県内希少野生動植物種保護監視員を設置しています。
- 「群馬県自然環境保全条例」に基づき、県内各地域の自然環境の現状把握を行うとともに、自然環境を保全することが特に必要な地域として「自然環境保全地域」(26地域)及び「緑地環境保全地域」(5地域)を指定し、自然環境の適切な保全に努めています。また、一部地域について清掃等管理、保育管理、植生復元対策、地域内の登山道等の維持管理、案内標識の整備等を実施している一方で、開発や盗掘・乱獲による種の減少や絶滅、生息・生育地の減少、里地里山の手入れ不足による自然の質の変化、外来生物の生息域拡大などによって生物多様性が失われつつある地域が拡大しています。
- 希少野生動植物の保護対策のため、県が公共工事を行う際に必要な情報の共有及び連絡調整を行うための体制を整備しています。
- 尾瀬は2005(平成17)年11月、渡良瀬遊水地は2012(平成24)年7月、芳ヶ平湿地群は2015(平成27)年5月に、湿地とそこに生息・生育する野生動植物の保全と賢明な利用の促進を目的としたラムサール条約に基づく国際的に重要な湿地として登録されました。また、2007(平成19)年8月に日光国立公園から分離独立して「尾瀬国立公園」となり、年間30万人近い入山者が訪れています。自然環境の保全と適切な利用とのバランスを図るとともに、環境学習の場として提供することが大切です。
- 野反湖とその流入河川(ニシブタ沢)に生息するイワナは、自然繁殖のみで資源が維持されており、1997(平成9)年11月10日にニシブタ沢は本県で初めて保護水面として指定されました(農林水産省告示第1670号)。県水産試験場では野反湖に生息するサケ科魚類の再生産状況に関する調査を行っています。その結果、ニシブタ沢では、2000(平成12)年

からイワナの産卵床数が安定しており、全面禁漁による資源保護の効果によるものと考えられます。

- 河川に生息する多くの魚は、河川の本流・支流を季節によって移動し、アユ・サケ・サクラマス・ウナギなどは、産卵や成長段階に応じて海と河川を移動しながら生息しています。河川内における魚類の移動の妨げとなりうる構造物の設置にあたっては、現場条件にかんがみ、移動に配慮した形状も検討することで生息しやすい環境を保全しています。
- 県立自然史博物館では、県内の野生生物や地質、岩石鉱物等の学術研究を行い、試料を採取し、研究に用いるとともに標本として後世に残す活動を行っています。
- 2024(令和6)年度アンケート調査結果では、「5、6年前と比べて身近な自然環境が少なくなってきたと思う」又は「少し思う」と回答した県民が65.8%となっており、身近な自然環境の損失も懸念されます。

### テーマ目標

- 県民による積極的な保全が図られ、県内における野生動植物の絶滅の危険性の高まりが抑制されています。
- 県内の自然環境が良好な状態で保たれています。
- ニホンジカの生息頭数は、尾瀬ヶ原や尾瀬沼及び高山植生等に影響を与えない程度に抑えられ、尾瀬本来の生態系が良好に維持されています。
- 尾瀬は、「尾瀬本来の生きものがありのままに生きている」「いつ来ても楽しく誰もがわくわくできる」「地域の人々が誇りを持っていきいきできる」場所として、みんなに愛され続けています。
- 魚類の生息環境が改善され豊富な水産資源を確保するとともに、釣り人や来訪者へ良好な水辺環境が提供されています。

### テーマKPI

指標	単位	策定時 (年度)	中間 (年度)	目標 (年度)
自然共生サイト認定面積	ha	—	17,798.2 (2024)	190,929.4 (2030)
多自然川づくりに取り組んだ 河川整備延長	km	41.6 (2020)	50.4 (2024)	70.4 (2034)

### 県の取組の方向性

- 生物多様性の恵みやその重要性を再認識するとともに、行動につながるためのきっかけづくりを推進します。
- 希少野生動植物種の保護や、劣化が進む生態系の保全など、緊急性の高い保全施策を着実に実施します。
- 野生動植物の生息・生育状況等のモニタリング調査を継続するとともに、群馬県レッドデータブック改訂版掲載種の絶滅リスクの要因等を周知し、希少野生動植物の保護に努めます。



自然共生サイト  
(里山の花畑と崇台山の山麓)

す。

- 「群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例」を適切に運用し、生息・生育環境の保全と盗掘や違法捕獲の防止に努めます。
- 県内各地で自然環境の状況調査を行うとともに、自然環境保全地域等の保全事業を実施します。
- 尾瀬地域の資源の適正な利用による新たな荒廃の防止や植生回復に取り組むとともに、ニホンジカ対策の強化等により野生動物との軋轢の低減を図り、尾瀬本来の貴重な生態系を維持します。
- 回遊型や滞在型を含む尾瀬の多様な楽しみ方を提案し、自然の魅力にふれ、自然のすばらしさを伝え、守る場所として、適正な利用を推進します。
- 自然繁殖のみで資源が維持されているイワナ個体群の再生産状況の把握とその維持に努めます。
- 河川内における水生生物の移動の妨げとなりうる構造物の設置にあたっては、現場条件にかんがみ、移動に配慮した形状も検討することで、魚類を始め、生物が生息しやすい環境を保全します。
- 河川の流れの変化、水際の再生、河畔林等を保全・創出することで生物の生息・生育環境や風景の保全・再生を図るため、河川整備の際には、防災と河川環境保全の両面に配慮した計画とします。

### 重点施策

- 生物多様性の保全
- 多様な生態系の保全
- 尾瀬の保全

## 3 野生動物対策と外来生物対策への取組

---

### 現状と課題

- 農林業従事者の減少や高齢化、地域の捕獲の担い手の減少に伴い、生産力が低下するとともに、農作物被害や森林の食害が深刻化しており、農業従事者や森林経営者の経営意欲等の減退、それに伴う耕作放棄地の増加、森林の荒廃等につながっています。
- 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）」に基づき科学的・計画的な管理が必要とされる鳥獣として、本県ではイノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、カワウの6種について第二種特定鳥獣管理計画を策定し、農林業被害の軽減や人身被害の回避、生息分布や行動域の抑制に努めています。
- 外来生物による農業や水産資源、生態系、生活環境への被害が発生してきており、外来生物対策が課題となっています。2024(令和6)年12月に様々な主体が県内における外来種の状況を把握し、県民への啓発活動や外来種対策の基礎資料として活用できるよう、「群馬県生態系等被害防止外来種リスト」を作成しました。

○近年、全国各地でサクラやウメ等の木を食害する特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」が分布を拡大しており、県内でも多くの樹木被害が確認されているため、その対策として、防除対策補助事業、防除対策技能向上事業、県有施設等防除対策事業、市町村との行政連絡会議における情報共有、クビアカネット運用による注意喚起や情報収集、住民参加型駆除イベント開催などの対策を講じています。



クビアカツヤカミキリの防除対策講習

○2024(令和6)年のアンケート調査結果では、県民の66.3%が「5、6年前と比べて身近な野生動植物の種類が変わってきたと思う」又は「少し思う」と回答しており、地域の生態系の損失が懸念されます。

### テーマ目標

- 農林業被害、生態系被害などを許容できる範囲に収める取組が推進されています。
- 指定管理鳥獣の生息密度を適切な範囲に収めるとともに、野生動物と人の生活エリアとの棲み分けを実現します。
- イノシシ、ニホンジカ、クマ類等、加害獣の個体数管理を適切に行うとともに、有効な防除対策を確立し、農林業被害の減少が図られています。
- 農林業被害の減少に努め、農業者や森林所有者等の経営意欲の減衰を防ぎます。
- 外来生物に関する県民理解が進み、適切な防除対策が実施されています。



クマとの共生／緩衝帯づくり

### テーマKPI

指標	単位	策定時 (年度)	中間 (年度)	目標 (年度)
野生動物による林業被害額	千円	221,659 (2019)	222,952 (2023)	177,327 (2030)
野生動物による農作物被害額	千円	337,746 (2019)	322,551 (2023)	174,000 (2030)
ニホンジカの捕獲目標頭数	頭/年	9,340 (2019)	13,153 (2023)	18,000 (2030)
イノシシの捕獲目標頭数	頭/年	8,818 (2019)	6,271 (2023)	5,000 (2030)
クビアカツヤカミキリによる新たな樹木被害の発生本数	本	2,051 (2019)	2,851 (2024)	0 (2030)

### 県の取組の方向性

○県では、「群馬県鳥獣被害対策本部」による部局を横断した全庁的な対策推進体制のもと、「鳥獣被害対策支援センター」が司令塔となって被害対策を推進します。

- 野生動物の生息状況や被害実態を調査するとともに、適正管理計画(第二種特定鳥獣管理計画)に基づき、市町村や関係機関等と連携し、「捕る」対策を強化するとともに、「守る」「知る」対策を一体的に推進します。
- 外来生物対策としてクビアカツヤカミキリ対策に対する支援等を継続して進めます。
- 農林業従事者による捕獲や防除対策を支援します。
- コクチバスによる漁業被害を減らすため、積極的な駆除を継続して進めます。

## 重点施策

- 野生動物対策の強化
- 外来生物対策の推進

## 4 自然とのふれあいの拡大

### 現状と課題

- 本県には、「自然公園法」に基づく3つの国立公園(日光、尾瀬、上信越高原)と1つの国定公園(妙義荒船佐久高原)があり、優れた自然風景地として保護されています。また、県立公園では赤城、榛名及び妙義の3公園が自然とのふれあいの場として利用されています。
- 県民の保健休養、学習の場として県内9箇所に設置されている森林公園の優れた自然環境を保全・継承するため、1995(平成7)年度をピークに減少傾向にある利用実態や公園施設の老朽化という現状課題を踏まえて、適切な維持管理や施設の改修を図る必要があります。一方で、身近な自然とのふれあいや林業体験の機会を提供する空間としての活用が期待されています。
- 県立自然史博物館、県立ぐんま昆虫の森、県立ぐんま天文台、県立青少年自然の家(北毛・東毛)などの施設は、自然体験や自然について学ぶことができる場として利用されています。
- 理科や自然・環境についての学習を行う小学校等を支援するため、教員向け利用説明会や個別の下見などに対応するほか、「学校団体利用の手引き」を配布しています。また、野外に観察ポイントを設置するなど、学習ニーズに合わせたきめ細かなプログラムの相談に応じています。
- 高齢化や人口減少が進む農村地域において、農村の環境保全を図るためには、農業生産活動を継続し、集落機能を維持するための対策が必要となっています。
- 2024(令和6)年度アンケート調査結果では、自然環境の保全の取組意向について、32.0%の県民が「参加したことはないが、今後参加してみたい」と回答した一方、38.9%の県民が「参加したことはなく、今後も参加したくない」と回答しており、参加に消極的な県民の意識改革が必要です。

### テーマ目標

- 豊かな森林環境の中で林業体験や自然体験、森林レクリエーション等を通じて、季節ごとに変化する木々や山々の風景を楽しみながら自然とのふれあいが深められています。
- 多様な地域資源を活かして新たな価値を創出し、それぞれの地域が特性に応じた都市との交流等の取組を行うことにより、農山村の所得向上と地域活性化が図られています。
- 県民が安心して自然について学べる環境が各施設に整っており、様々な自然体験プログラムを通して、県民に自然への理解と共感する心が育まれています。

## テーマKPI

指標	単位	策定時 (年度)	中間 (年度)	目標 (年度)
県立森林公園利用者数	千人	431 (2019)	503 (2024)	540 (2030)
県立公園・自然公園利用者数	千人	10,073 (2019)	5,055 (2023)	10,287 (2030)
農泊に係る旅行商品造成市町村数	市町村	—	0 (2025)	5 (2030)

### 県の取組の方向性

- 本県を代表する優れた自然風景地を保護するとともに、その適正な利用を推進するため、自然とのふれあいの場を増やすよう自然公園や自然公園的な性格を持った県立公園等の管理及び整理に取り組みます。
- 老朽化した施設は緊急性、必要性を考慮しながら段階的に改修を行い、公園利用者の安全・安心の確保と利便性向上を図ります。
- 県立赤城公園の活性化に向けて、キャンプ場や周遊拠点施設の整備を進めるとともに、県内第1号の県立自然公園指定に向けた準備に取り組みます。
- 「森林インストラクター」や「緑のインタープリター」の協力を得ながら、森林・林業の学びの場として、県立森林公園等の利用を推進します。
- 農業生産活動の継続を支援することにより、農業・農村の有する多面的機能の良好な発揮を確保するとともに、田園回帰の受け皿づくりを推進します。
- 身近な自然環境である河川に気軽にふれられるように、緩傾斜護岸、階段護岸などにより、水辺にアクセスしやすい魅力的な水辺空間を整備します。
- 県立自然史博物館では、幼児から高齢者まで、様々な世代を対象とした事業(みんなの自然観察会、サイエンス・サタデー、ミュージアムスクール、高校生学芸員、大人の自然史倶楽部等)を幅広く実施します。
- 県立ぐんま昆虫の森では、企画展や季節展、ボランティアや地元協力団体との協働・連携強化による「自然観察会」を始めとした各種体験プログラム等により、自然との共生の重要性を実感できる事業を幅広く展開します。
- 県立ぐんま天文台では、天体観望や星空案内、天文イベント等の本物体験や、地域・学校に職員を派遣する天体観察会、大学での天文講座等により、宇宙・自然の不思議さやすばらしさを実感できる事業を幅広く展開します。
- 県立青少年自然の家(北毛・東毛)では、集団宿泊や自然体験等の各種活動、青少年ボランティアの養成等を通じて、青少年の心身ともに健全な育成に努めます。

### 重点施策

- ふれあいの「場」の確保
- ふれあいの「機会」の提供
- ふれあいを深めるための「人材」の育成

## 5 森林環境の保全

### 現状と課題

- 森林は、土砂災害防止や水源かん養、二酸化炭素吸収など、多面的機能を有していますが、これらの機能が高度で発揮されるためには、間伐等森林整備を適切かつ継続的に行い、災害等に強い健全な森林づくりを進めるとともに、森林の健全性を損なう森林病害虫や林野火災等への対策を実施していく必要があります。
- 本県の林業従事者は、近年700人を下回っていますが、横ばい傾向で若返りが見られます。しかしながら、60歳以上の従事者が約3割を占め、退職や引退に備えた新たな人材の確保が求められるため、林業への就業希望者を対象とした就業前研修、既就業者の技能・技術向上を目的とした研修を実施するとともに、労働安全衛生対策や雇用環境の整備・改善を支援し、林業従事者の確保・育成、定着率の向上を図っています。
- また、持続的で自立した林業経営を実現するため、施業集約化やデジタル化・自動化を推進するとともに、県では2024(令和6)年度に「森林クラウド(システム)」の運用を開始しました。森林クラウドは、森林・林業に関する情報を一元管理し、ネットワークを通じて県・市町村・林業事業体等の県内森林・林業関係者が利用できるシステムで、森林情報の充実を図るとともに、利用範囲を拡大し、森林情報の高度化を図ることが求められます。
- 2012(平成24)年に「再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)」が開始されて以降、太陽光発電施設設置に伴う林地開発許可申請が増加している状況にあります。一定規模以上の森林開発については、「森林法」に基づき、林地開発許可申請の審査及び許可地の指導・監督を行うことで、適正な森林の維持・管理を図っています。

### テーマ目標

- DXやIoTの活用、集約化等にシフトした計画的・効率的な施業により、収益性の向上、植栽・保育経費の低減を図り、持続的で自立した林業経営を目指します。
- 間伐等の整備が適切に行われた森林区域の拡大を図ります。
- 森林の水源かん養等、公益的機能を発揮するとともに、木材等生産量の増進が図られるよう林業経営の活性化を促進します。
- 充実した森林資源を循環利用することにより、山村地域の雇用の増加を図ります。
- 公益上重要な森林が保安林に指定され、森林が有する公益的機能が適切に発揮されています。
- 森林ボランティア活動に向けて、県民の理解が深まり、森林ボランティア団体や企業活動等を通じた活動の参画の増加を図ります。



植樹体験の様子

## テーマKPI

指標	単位	策定時 (年度)	中間 (年度)	目標 (年度)
間伐等森林整備面積（再掲）	ha/年	1,990 (2019)	1,922 (2023)	3,100 (2030)
造林面積（再掲）	ha/年	136 (2019)	125 (2023)	400 (2030)
治山事業施工面積（累計）	ha	556 (2019)	185 (2024)	600 (2030)
森林ボランティア団体会員数	人	—	2,751 (2024)	3,000 (2030)
森林経営計画内の林道・作業道の新設延長(2011年度からの累計)	km	975 (2019)	1,670 (2024)	2,900 (2030)

### 県の取組の方向性

- 施業の集約化を推進するとともに、DXやIoTによる先進技術の導入による効率的な森林施業等の技術普及に努めます。
- 適切に管理された森林を増加させるために、持続的で自立した林業経営による間伐等の森林整備の促進を図ります。
- 森林環境の保全と森林資源の適正利用を図るため、木材の搬出を伴う森林整備が実施される森林経営計画内における林道・作業道整備を推進します。
- 森林組合が期待されている広範な役割を十二分に発揮できるよう、経営基盤及び組織体制の強化を図ります。
- 森林整備の担い手となる林業従事者を確保・育成し、定着化を図るため、就労希望者への働きかけや技術者の養成、労働安全衛生対策の充実、林業事業体の雇用管理の改善に取り組みます。
- 「森林ボランティア支援センター」を活用し、情報の収集・発信や技術指導、資機材の貸出しなど、一体的なサポートを行います。
- 水害や土砂災害など森林で起こり得る災害に対する防災・減災対策や発生時の早期復旧に向けた治山施設の整備を推進します。
- 松くい虫から守るべき松林を保全するとともに、「ナラ枯れ」の早期発見、被害拡大防止を図ります。
- 林野火災を未然に防ぐため、県民の予防意識向上を図ります。

### 重点施策

- 林業経営を通じた森林整備の推進
- 森林の公的管理(治山事業・ぐんま緑の県民基金事業による森林整備)
- 持続経営可能な森林づくり
- 森林を支える仕組みづくり
- 公益的機能の高い森林づくり

## 6 里山・平地林・里の水辺の再生

### 現状と課題

- 身近な自然としての里山・平地林は、人が利用することで長い年月を経て特有の生態系を形成してきました。近年、過疎化や高齢化などにより人の手が入らず、里山・平地林の荒廃が進行し、生物多様性も衰退しており、本来の里山・平地林の機能が十分発揮されなくなったほか、野生動物の棲み処となるなど、生活環境の悪化を招いています。
- 多々良沼及び城沼の自然再生・保全を目的とし、2010(平成22)年4月に地域住民、NPO、学識経験者、地方公共団体、関係行政機関など多様な主体により多々良沼・城沼自然再生協議会を設立し、継続的に様々な自然再生・保全事業を展開しています。
- 2025(令和7)年4月に「地域生物多様性増進法」が施行され、自然共生サイトが法律に基づく認定制度となりました。この法律では、企業等が行う生物多様性の維持・回復・創出に資する活動や、市町村がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を認定し、その活動区域が自然共生サイトになります。身近な自然環境として里山・平地林の保全を啓発し、自然共生サイトの認定面積を拡大することが求められます。

### テーマ目標

- 野生鳥獣の出没抑制や生活道路及び通学路の見通し確保など、里山・平地林の健全な整備を進め、地域住民の安全・安心な生活環境が確保されています。
- 河川・湖沼の水質改善や自然再生を通じて、河川・湖沼の本来の姿が再生・保全されています。
- 身近な自然環境として里山・平地林の保全を啓発し、自然共生サイトの認定面積拡大に向けた取組が展開されています。

### テーマKPI

指標	単位	策定時 (年度)	中間 (年度)	目標 (年度)
自然共生サイト認定面積（再掲）	ha	—	17,798.2 (2024)	190,929.4 (2030)
多自然川づくりに取り組んだ 河川整備延長（再掲）	km	41.6 (2020)	50.4 (2024)	70.4 (2034)

### 県の取組の方向性

- 市町村と地域住民やNPO、ボランティア団体との協働により、地域の里山・平地林の保全を図ります。
- 多々良沼公園内において、地域住民やNPO、学識経験者等と協力し、水質改善や自然再生に向けた活動に取り組めます。
- 自然共生サイトの認定に向けたセミナーや研修を実施します。

### 重点施策

里山・平地林・里の水辺の整備

## 第4節 安全・安心で快適な生活環境づくり

### 目 標

化学物質管理等の啓発の充実  
公害防止活動の加速化  
環境美化活動の推進

### 現状と課題

河川や湖沼、地下水等の水質を改善するため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換推進や、工場・事業場の排水基準の遵守状況監視のほか、水質汚濁事故での迅速かつ適切な対応が求められます。

大気環境を維持するため、工場・事業場の排出基準遵守状況を監視しています。環境基準を達成していない光化学オキシダントについては、広域的な問題でもあることから、行政区域を越えた対策を講じることが求められます。

有害な化学物質等は、人体への健康リスクだけでなく、環境に及ぼす影響も懸念されることから、未然防止、回避策、低減策及びモニタリングが必要です。

また、私たちの身近な生活環境を快適なものとするため、インフラの整備、緑の確保、文化財の保護等を実施するとともに、それらから得られる効能を生かした取組をあらゆる主体の協働のもとで実践することが大切です。

### 取組の方向性

企業等に対し、化学物質管理等や公害防止に向けた理解と行動を促し、環境美化に向けたハード面とソフト面の取組を加速させ、安全・安心で快適な生活環境を目指します。

方向性	コベネフィット		
	NZ	CE	NP
廃棄物の削減及び適正処理により環境汚染や健康被害のリスクを低減します。また、資源の地産地消や国内循環による供給不安や価格変動への耐性向上を目指します。	○	○	
森林資源を適切に管理し、水害や土砂災害などの災害リスクを軽減します。また大気・水・食料の質を守り、健康と暮らしの安心感を支えるため、健全な生態系や生物多様性の保全を目指します。	○		○

※右列のアルファベットはそれぞれ次の略称を示します。

NZ：ネット・ゼロ、CE：サーキュラーエコノミー、NP：ネイチャーポジティブ

### 1 水環境・地盤環境の保全、土壌汚染対策の推進

#### 現状と課題

- 河川の水環境基準(BOD75%値)及び地下水の水環境基準(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)の達成率はいずれも80%代で推移しており、水質改善に向けた取組を継続することが大切です。
- 油や化学物質などが河川・湖沼へ流出したり、魚類が斃死したりする水質汚濁事故は、年間80件前後で推移していましたが、ここ数年は少ない状況です。事故の大半は油の流出であり、原因の多くは人為的なミスです。特に本県は上流域にあたるため、事故発生時には、迅速に対応する必要があります。
- 本県の2024(令和6)年度の汚水処理人口普及率は85.8%で、着実に進展しつつありますが、全国平均に比して7.9ポイント下回っています。単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が求められるほか、浄化槽台帳の整備や浄化槽管理士の研修の機会創出など、浄化槽管理のあり方についても検討することが必要となってきました。
- 市街化・混住化の進展、家畜飼養規模の拡大に伴い、畜産経営に起因する環境問題が発生しており、畜産経営を健全に発展させるため、早急に解決しなければならない課題となっています。
- 地盤の累積沈下量では、明和町で1975(昭和50)年度から2024(令和6)年度までの50年間で49cmの沈下が生じています。2011(平成23)年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による地殻変動の影響で生じた大幅な地盤沈下を除くと、1997(平成9)年以降は、年間で2cmを超える地盤沈下は起きていません。
- 土壌汚染及び地下水汚染を未然に防止するため、有害物質使用特定事業場に対する立入調査を行っています。
- 2024(令和6)年度アンケート調査結果では、水・土壌環境保全の取組について「実施している」と回答した事業者は、事業所の規模(従業員数)が大きくなるほど高い傾向が見られます。

#### テーマ目標

- 河川・湖沼の水環境基準達成率(BOD75%値・COD75%値)の向上を図られるとともに、河川水中のマイクロプラスチックの量が減少しています。
- 家畜排せつ物の適正な管理により、水質汚濁や土壌汚染を防止し、地域の生活環境に配慮した持続的な畜産経営が展開されています。
- 下水道等と合併処理浄化槽のベストミックスにより、健全な水環境の形成が図られています。
- 工業用水及び水道水の安定的な供給を継続させ、地盤沈下の防止が図られています。

## テーマKPI

指標	単位	策定時 (年度)	中間 (年度)	目標 (年度)
公共用水域環境基準達成率 (河川：BOD75%値)	%	85.0 (2019)	87.5 (2024)	90.0 (2030)
汚水処理人口普及率	%	82 (2019)	85 (2023)	92 (2032)
10mm以上の地盤沈下面積	km <sup>2</sup>	0 (2020)	2.29 (2024)	0 (2030)

### 県の取組の方向性

- 公共用水域の水質汚濁防止のため、生活排水対策とともに、工場・事業場における自主管理を促進します。
- プラスチックごみ「ゼロ」に向けた取組やマイクロプラスチック対策を進めます。
- 地盤変動を監視するとともに、地下水の適正利用を図り、地盤沈下を防止します。
- 畜産環境問題の発生を防止するため、「家畜排せつ物の管理の適正及び利用の促進に関する法律(家畜排せつ物法)」の遵守を推進し、畜産環境の保全を図ります。
- 耕種農家と畜産農家の連携強化を進め、堆肥の流通・利用を促進します。
- 適正な排水処理の指導や、畜舎排水高度処理装置の導入等を補助するなど、畜産農家が排水基準を遵守できるよう支援します。
- 排水・下水の浄化施設の適切な維持管理による浄化対策を継続するほか、関係する地元団体や市町村の関係部局と連携しながら対策を進めます。
- 「水質汚濁防止法」に基づき公共用水域及び地下水の水質を常時監視します。
- 浄化槽の適正な維持管理のため、浄化槽管理者(浄化槽の所有者等)及び浄化槽保守点検業者に対し、指導及び啓発を行います。
- 下水道や農業集落排水による整備では、非効率な区域を合併処理浄化槽による整備区域に変更し、汚水処理施設の最適な配置計画へ見直すとともに、市町村への財政的支援を継続し、更なる効率的・効果的な汚水処理施設整備の促進を図ります。
- 下水道については、下水道施設の適切な維持管理や計画的な更新工事を実施し、適切な運営と施設の長寿命化に努めます。
- 浄化槽整備については、関係団体と連携し、合併処理浄化槽の設置、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換に向けた広報等を積極的に行います。
- 土壌汚染及び地下水汚染を未然に防止するため、有害物質使用特定事業場等の立入調査を継続するとともに、土壌汚染等が確認された事案については、必要な調査を実施し、土地所有者等に対して適切な対応を指導します。

### 重点施策

- プラスチックごみ「ゼロ」に向けた取組【再掲】
- 水質汚濁・地下水汚染の防止
- 地盤沈下の防止
- 地下水・土壌汚染対策

## 2 大気環境の保全、騒音・振動・悪臭の防止

### 現状と課題

- 大気汚染の常時監視は、一般環境大気測定局21局(県15、前橋市2、高崎市4)及び自動車排出ガス測定局8局(県6、環境省1、高崎市1)において行っています。
- 大気環境基準項目については、光化学オキシダントを除いた5項目(二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質[SPM]、微小粒子状物質[PM2.5])について、環境基準を達成しています。
- 光化学オキシダントについては、すべての地点で環境基準を達成しておらず、毎年注意報を発令しており、広域的な対策を講じる必要があります。
- 光化学オキシダントの発生源対策に資するため、調査・研究を実施しています。
- 騒音は、新幹線騒音の環境基準達成率が他の環境基準達成率に比べ低い状態のため、沿線市町と協力して要望活動を継続することが重要です。
- 畜産経営に起因する公害苦情は減少傾向にあります。市街化・混住化の進展や家畜飼養規模の拡大に伴い、複雑化・大規模化・長期化する案件が散見されるため、堆肥の利用拡大を推進し、資源循環を図るとともに、悪臭防止に関する情報の発信・周知が求められます。
- 2024(令和6)年度アンケート調査結果では、大気環境の保全、騒音・振動防止の取組について「実施している」と回答した事業者は、事業所の規模(従業員数)が大きくなるほど高い傾向が見られます。

### テーマ目標

- 大気環境は、光化学オキシダントを除いた、二酸化窒素を始めとする5項目について、環境基準が達成されています。
- 市町村と連携し、騒音・振動・悪臭対策が推進されています。
- 家畜排せつ物の適正な管理や臭気対策の推進により、悪臭の発生を防止し、地域と調和した安定的な畜産経営が展開されています。

### テーマKPI

指標	単位	策定時 (年度)	中間 (年度)	目標 (年度)
環境基準達成率(二酸化窒素)	%	100 (2018)	100 (2024)	100 (2029)
家畜排せつ物不適正管理注意票 交付農家(継続指導中)戸数	戸	6 (2018)	6 (2024)	0 (2029)
畜産苦情における悪臭関連件数	件	27 (2018)	23 (2024)	20 (2029)

### 県の取組の方向性

- 大気環境保全のため、ばい煙発生施設等を設置する工場・事業場における自主管理を促進します。
- 大気環境の常時監視結果をホームページで引き続きリアルタイム公開し、光化学オキシダントなどの注意報を適切に発令することで、県民の健康被害防止を図ります。
- 騒音・振動・悪臭に係るほとんどの業務は市町村が行うことになるため、県は研修会の

実施、相談・助言などにより市町村を側面から支援していきます。

- 高速自動車道や新幹線鉄道等の騒音については、管理者に対して防音対策を要望していきます。
- 畜産公害苦情の発生を防止するため、排せつ物の適正管理指導を実施し、畜産環境の保全を図ります。
- 苦情発生時には、速やかな対応により問題の早期解決を図ります。
- 悪臭の発生防止対策として、脱臭装置等の導入を支援し、畜産臭気に問題を有する地域の生活環境を改善します。

### 重点施策

大気汚染の防止  
騒音・振動の防止  
悪臭の防止

## 3 有害化学物質等による環境リスクの低減

### 現状と課題

- 現在の私たちの生活は、多種多様な化学物質を利用することで成り立っていますが、その中には有害なものも存在します。
- 1999(平成11)年の「ダイオキシン類対策特別措置法」の制定以降、ダイオキシン類の環境中への排出量が大幅に減少するとともに、調査地点では、大気、公共用水域(水質、底質)、地下水質、土壌のすべてにおいて環境基準を達成していますが、引き続き環境監視を行う必要があります。
- アスベスト(石綿)建材が使用された建築物や工作物の解体及び改修工事により、アスベストが飛散するおそれがあるため、適正な飛散防止対策や廃棄物処理など、法令に基づく対策が必要です。
- PRTR制度の集計結果によれば、県内における有害化学物質の環境中への排出量は減少傾向にありますが、人や生態系に悪影響を及ぼすおそれ(環境リスク)を持つあらゆる有害化学物質については、使用と管理を適切に行い、排出量を減らし、環境リスクを総合的に低減することが必要です。
- 有害化学物質等が環境中へ排出されることで人間を含む生きものへ及ぼす影響について、その情報を住民・事業者・行政など地域ぐるみで共有し、様々な立場から意見交換を行ったり、意思疎通と相互理解を図ったりする「リスクコミュニケーション」に取り組むことで、悪影響の未然防止や回避、削減につながります。
- 有機フッ素化合物(PFAS)には撥水・撥油性、耐熱性等の優れた性質を持つものがあり、家庭用品から工業製品まで幅広く使われてきましたが、近年、水道水や河川・海洋で検出され、人体への健康リスクや環境への残留性が問題視されています。
- 近年、企業の社会的責任(CSR)や環境・社会・ガバナンス(ESG)が重要視され、環境リスクの透明性と説明責任が求められるようになってきており、事業活動が環境に与える影響を定量的・定性的に評価する手法として環境デューデリジェンス(環境DD)(91ページコラム7参照)が注目されるようになってきています。
- 東日本大震災以降、生活圏における汚染の状況を把握するため、県・市町村で2011(平成23)年度から空間放射線率の測定を開始し、2024(令和6)年度末現在、除染や自然減衰により、生活圏では問題のないレベルとなっています。

- 県内に流通する食品の安全性を確保するため、放射性物質の基準値を超過した食品又はその疑いがある食品が販売(インターネットによるものを含む)されている旨の情報を探知した場合、必要に応じ生産部局等と情報共有を図りつつ、販売施設等に指導を行っています。
- 2011(平成23)年度から県内農耕地の放射性物質の調査に取り組み、5年ごとにモニタリング調査を実施し、土壤中の経時的な変化を把握しています。

## コラム7

### 環境DD

環境DD(環境デューデリジェンス: Environmental Due Diligence)とは、環境リスクによる損害や訴訟リスクの回避、企業価値の適正評価、社会的責任(CSR)や持続可能性への対応を目的として、企業の合併・買収(M&A)や不動産取引などにおいて、対象となる企業や資産が抱える環境リスクを事前に調査・評価するプロセスです。

かつてのM&Aでは、財務や法務のDDが中心でした。しかし昨今、環境DDは企業の持続可能性を測る「未来への投資」として注目されています。

環境リスクは、企業の評判や事業継続に直結します。例えば、買収した工場に土壤汚染が見つければ、数億円規模の原状回復費用が発生します。さらに、環境問題はSNSやメディアで瞬時に拡散され、ブランドイメージに深刻なダメージを与える可能性があります。

経済協力開発機構(OECD)のガイダンスでは、環境DDは「企業にとってのリスク」ではなく、「企業が環境に与えるリスク」を評価するものとされています。つまり、企業は自社の活動が環境に与える負の影響を積極的に把握し、是正する責任があります。

環境DDは、単に自社の施設だけでなく、サプライチェーン全体に目を向ける必要があります。原材料の調達から製品の廃棄まで、どの段階で環境負荷が生じているかを把握することが、真のサステナビリティにつながります。

### テーマ目標

- ダイオキシン類は、環境基準の達成率が維持されています。
- アスベスト(石綿)建材が使用された建築物や工作物の解体及び改修工事が適切な方法で行われ、アスベスト(石綿)の飛散防止が図られています。
- 有害化学物質等の排出抑制への取組が継続されています。
- 生活圏の空間放射線量率について、現状(0.23  $\mu$  Sv/h未満)が維持されています。
- 県営水道における浄水の放射性物質検査を行い、安全な水道水が供給されています。

## テーマKPI

指標	単位	策定時 (年度)	中間 (年度)	目標 (年度)
大気への化学物質の排出量 (PRTR制度による届出値)	t/年	4,061 (2018)	3,130 (2024)	4,000 (2029)
公共用水域への化学物質の排出量 (PRTR制度による届出値)	t/年	59 (2018)	65 (2024)	50 (2029)
モニタリングポストにおける空間放射線量率(0.23 $\mu$ Sv/h未満)	%	100 (2019)	100 (2024)	100 (2030)

### 県の取組の方向性

- 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、事業者への立入検査を行うほか、大気、水質(底質を含む)、土壌の常時監視を実施します。
- 建築物等の解体・改修工事でアスベスト飛散防止対策や廃棄物処理が適切に行われるよう、事業者に対する指導を継続します。
- アスベストによる健康被害者に対する救済制度の普及を推進します。
- 食品中に残留する有害物質について、計画的なモニタリング検査を行い、食品の安全性を確認、確保します。
- 事業者の自主的な有害化学物質排出抑制の取組を支援するとともに、PRTR制度の集計結果を施策に活用します。
- PRTR届出制度の集計結果に基づき、県内大気中へ排出される化学物質について、その排出量の多い地域、あるいは周辺への影響が懸念される地域の大気環境調査の実施を継続します。
- 県民の安全・安心につなげるため、放射線監視と情報提供を継続します。
- 汚染状況重点調査地域解除支援等、関係機関と連携して取り組みます。
- 安全・安心なきのこ類の生産を推進します。

### 重点施策

- 有害化学物質対策
- 有害化学物質の適正管理の推進
- 中長期的な視点での環境監視の実施
- 情報の総合化、広報の促進

## 4 快適な生活環境の創造

### 現状と課題

- 地球温暖化など環境問題への対応に大きな関心が寄せられている中で、環境に配慮した企業活動を行おうとする県内中小企業者について、制度融資により資金面から支援しています。
- 緑化の重要性は増していますが、市町村の対応など個々の課題は多様化・複雑化しており、緑化技術の普及啓発や緑化運動の積極的な推進を図る必要があります。
- 道路、公園などの公共施設の整備・改善と宅地の利用の増進を一体的に進めることにより、健全な市街地の形成を図るため、市町村や組合が実施する土地区画整理事業に対する指導・助言や整備費用の財政的支援を行っています。

- 市街地の人口密度が低下すると、空き家や空き地が多数発生し、スポンジのように都市の密度が低下する「都市のスポンジ化」の進行が懸念されます。
- 本県には、世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」があり、人類共有の財産として未来へ伝えていく責務を負っています。世界遺産のみならず、その周辺環境についても世界遺産の価値を損なうことのないよう一体的に保存する必要があります。
- 本県には、豊かな自然に包まれ、地域の人々の長年にわたる生活の中で形成され、伝承されてきたたくさんの文化遺産があります。豊かな自然と文化が織りなす多彩な文化財があり、古代から近代まで重要な遺跡や歴史的建造物、古い町並みや景観など、身近に文化財が多数残されています。
- 人々が自然とともに長年生活して形成された景観や守ってきた自然は、後世に伝えるべく文化財として指定されています。
- 地場産農産物の販売や料理を提供する「ぐんま地産地消推進店」「同協力企業・団体」の認定登録を行っています。また、ホームページ等を通じて、実需者への旬の食材や地域の特色ある農産物や入手方法等の情報を発信するとともに、「ぐんま地産地消推進店」等の情報を発信し、地場産農産物の利用促進を図っています。
- 県内各地域に訪れた方に、県産農畜産物を消費してもらうため、地場産食材を使った料理等の「食」と「農」を関連づけた情報発信、宿泊施設・飲食店等での県産農畜産物を活用した料理の提供の促進を行っています。
- 県産食材を使ったレシピを紹介するため、ホームページ等を活用した情報発信や、栄養教諭・学校栄養職員研修会において食農関係の講演を実施しています。



環境にやさしい買い物スタイルの啓発

### テーマ目標

- 緑化や森づくりへの県民意識の高まりや運動の活発化を図り、緑化活動や行事参加者の増加、「緑の募金」への協力が推進されています。
- 生活サービスが維持され、誰もが暮らしやすい居住環境が確保されています。
- 地域住民の生活との調和に配慮し、「富岡製糸場と絹産業遺産群」が有する世界遺産としての価値が維持されています。
- 未指定を含めた文化財をまちづくりに生かしつつ、それを地域社会総がかりで継承し、後世に伝えます。
- 消費者と生産者の顔の見える関係が構築し、安全・安心・安定な地場産農産物の県民への提供に努め、県民の健康で豊かな食生活が実現しています。

### テーマKPI

指標	単位	策定時 (年度)	中間 (年度)	目標 (年度)
緑化関連行事数	回	61 (2019)	45 (2024)	65 (2030)
土地区画整理完了率	%	82 (2019)	86 (2024)	93 (2034)

## 県の取組の方向性

- 環境美化の意識を啓発するため、「春・秋の環境美化運動」や標語コンテストを行います。
- 制度融資により、事業者等に対する資金面で支援します。
- 群馬県公害審査会を運営し、公害に係る紛争の解決を図ります。
- 緑豊かな暮らしやすい環境づくりのため、引き続き緑化技術の普及啓発や緑化運動の積極的な推進を図ります。
- 本県の有する個性豊かで美しい景観を生かし、県民の郷土に対する誇りを育むとともに、本県の風土に根ざした魅力を広く発信するため、市町村の景観行政団体への移行を支援します。
- 観光ルート等における良好な景観形成を図り、ぐんまの魅力とブランド力を高めるため、県内の主要観光ルートや高速道路等のIC周辺道路の沿道地域等において、地域の特性に応じた屋外広告物の規制誘導を推進します。
- エリアの価値と持続可能性を高めつつ、快適な居住環境を形成するため、土地区画整理事業に取り組みます。
- 県民に憩いとレクリエーションの場を提供するため、県立都市公園の整備と適正な運営管理を行います。
- 世界遺産を後世に継承するため、世界遺産とその周辺環境を保存します。
- 親しみやすくわかりやすい文化財整備を推進するとともに、市町村が行う文化財の保存・活用事業を支援します。
- 文化、文化財を生かしたまちづくりを推進します。
- 県産農畜産物の安全性の理解を促進し、農産物の地産地消の取組を支援します。

## 重点施策

- 快適な環境の確保
- 文化財の保存・活用
- 地産地消の促進